

関西ハンガリー交流協会規約

第一条（名称）

本会は関西ハンガリー交流協会と称し、事務所事務局長勤務場所に置く。

第二条（目的）

本会の目的は日本ハンガリー友好協会（東京）と連携のもとに関西における日本、ハンガリー両国の教育・文化及び経済の交流をはかり、両国民相互の理解と友好親善に寄与するものとする。

第三条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人または法人とする。

第四条（役員）

本会に次の役員をおく。

1. 会 長 一 名 理事会で選任し、本会を代表する。
2. 名誉会長 若干名 必要に応じて理事会で選任し、置くことができる。
3. 副会長 若干名 理事会で選任し会長を補佐し、会長が業務の実行が困難なときその代理となる。
4. 理事長 一 名 理事会で選任し、会務を統括する。
5. 事務局長 一 名 理事長は事務局長を兼ねることができる。事務局次長を置くことができる。
6. 理 事 複数名 総会において選任され、会務を審議し執行する。
7. 監 事 一 名 総会において選任され、監査する
8. 顧 問 若干名 理事会が委嘱し、会務の諮問に応じる。

役員の任期は2年とする、但し重任を妨げない。

第五条（機関）

本会に次の機関をおく。

1. 総会 会員を以って構成する最高機関で年一回会長が開会する。
但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。
次の事項は総会の決議を経なければならない。
（イ） 各年度の予算及び決算
（ロ） 理事及び監事の選任
（ハ） 規約の改正
2. 理事会 必要に応じ理事長が随時開催し、重要事項を審議し執行する。

※上記総会、理事会議決に関しては賛成者過半数で承認される。

第六条（事業）

本会は第二条の目的を達成するために必要な概ね次の事業を行う。

1. 親睦のためのパーティー、懇親会の開催
2. 日本、ハンガリー両国の文化・教育・政治・経済・スポーツ等交流その他各種使節の交換
3. 学生の交換事業の促進斡旋
4. ハンガリーの政治・経済・文化その他の研究及び紹介
5. 機関紙及び出版物の発行
6. その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第七条（経理）

本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金でまかなう。

会費は個人会費及び法人会費とする。ただし、会費は年度の必要経費に応じて下記の範囲で会長と相談の上、理事長の判断で決めることができる。

個人会費は一口年額 3, 0 0 0 円～5, 0 0 0 円

法人会費は一口年額 2 0, 0 0 0 円～5 0, 0 0 0 円

第八条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日をもって終わる。

付則 本規約は平成6年5月17日より施行する。

本規約は平成8年7月5日に一部改訂する。